

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年1月16日（金）14:33～14:58
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 阿曾沼元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

前田 雄一 埼玉県産業労働部産業労働政策課主幹

村瀬 泰彦 埼玉県産業労働部産業支援課先端産業幹

関根 厚 埼玉県産業労働部産業支援課副課長

益城 英一 埼玉県企画財政部改革推進課副課長

大竹 雅樹 埼玉県企画財政部改革推進課主幹

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 先端産業創造特区
 - 3 閉会
-

○藤原次長 国家戦略特区ワーキンググループを始めさせていただきます。

夏に提案をいただきました自治体に基本的にすべからくお声をかけさせていただいておりまして、御承知のとおり、総理からもこの春をめどに国家戦略特区の2次指定、地方創生特区と言っていますけれども、そちらの指定の議論を始めるようにという指示をいただいております。

自治体の方々に、夏と全く一緒の方は別にして、追加提案等がある場合にはヒアリングをさせていただく形をとらせていただいております。

きょうは埼玉県の方々においでいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。資料は公開の位置づけでよろしいでしょうか。

○村瀬先端産業幹 結構でございます。

○藤原次長 では、そのような形で進めていただければと思います。

八田座長が急遽御欠席でございますので、原さんのほうで進めていただいてよろしいですか。よろしく申し上げます。

○原委員 どうもありがとうございます。

御説明をよろしくお願いたします。

○村瀬先端産業幹 改めまして、埼玉県産業労働部先端産業幹の村瀬と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、説明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

失礼して着席させていただきます。

特区の提案時に御提出させていただきました「先端産業創造特区」という資料と、本日、追加でお配りさせていただきました参考資料の2つの資料によりまして、御説明をさせていただきます。

今回の国家戦略特区で提案させていただきました先端産業創造特区ということでございますが、埼玉県では、本年度から先端産業創造プロジェクトという、新しい取り組みを始めております。

こちらにつきましては、私どもの知事、上田知事がやはり日本経済を再生していくためには、成長分野で先端的産業、次世代産業を育てていくことが不可欠である、その一翼を埼玉県としても担っていくというリーダーシップのもと、埼玉県の最重点プロジェクトの一つと位置づけて、今年度から取り組みを始めているものでございます。

資料の中ほどにありますけれども、埼玉県は大変交通網が充実いたしております。東京に隣接していることはもとより、参考資料を1枚おめぐりいただきましたところにも記載をいたしておりますけれども、5つの新幹線あるいは5つの高速道路がネットワーク化されておまして、東日本を中心に主要都市に直結するような充実した交通網がございます。

また、多種多様な製造業ということで、本県に拠点を置いております、ホンダさんを初めとした自動車産業の集積を初め、非常にバラエティーに富んだ製造業の集積が埼玉県内がございます。

また、大学・研究機関等ということで、地元国立大学法人の埼玉大学を初めとした理工科系の大学、また、県南の和光市に独立行政法人の理化学研究所の本所機能がございまして、そういった研究機関等の集積もある、高いポテンシャルを有していると考えているところでございます。

先端産業創造プロジェクトの取り組みにつきまして、本編の資料の2枚目をごらんいただければと思います。

「先端産業創造プロジェクトのスキーム」は、大学や研究機関等の先端的な研究シーズと企業の高い技術を融合させて、特に出口が見える、実用化開発、製品化開発の部分を強力に後押しすることによりまして、国際競争に勝てるような先端産業を県内に育成し、また、その集積までつなげていきたいというものでございます。

資料の中ほどにありますように、実用化・製品化開発から事業化、一番下の先端産業の集積・誘致まで一貫した支援を進めていきたいと考えております。

このプロジェクトを進めるに当たりまして、左側に4つのボックスがございますけれども、仕組みを構築しております。

1つは、先端産業研究サロンの設置でございまして、こちらは国内の第一線の研究者、技術者の方々による会議体を設置いたしまして、有望な開発テーマの選定等の助言をいただいております。

また、昨年2月ですけれども、つくばの産業技術総合研究所、また、川崎のNEDOさんと、自治体レベルとしては全国で初めてとなりますけれども、三者協定を締結いたしまして、技術支援等で全面的な御協力をいただきながら進めているところでございます。

今回、埼玉県企業局が工業団地の分譲益を活用いたしまして、100億円の基金を新たに県で設置をいたしまして、こちらの基金のほうから開発資金の助成に充てるようなことも行っております。

また、最後の事業化や先端産業の集積のフェーズにおきましては、新たに集積用地の供給を図ったり、あるいは、地元金融機関による融資体制の構築なども進めているところでございます。

先ほどの参考資料をさらに1枚おめくりいただければと思います。先端産業創造プロジェクトで、現状、取り組んでいることでございますけれども、こちらにございます5つの分野を中心に取り組みを進めております。

このうち、今回、規制緩和等のお願いにかかわってまいります「(2)医療イノベーション分野」と「(4)新エネルギー分野」について、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、医療イノベーションの関係でございまして、埼玉県は医薬品の生産額が全国1位で、また、医療機器が5位となっております。

また、関連産業として、光学、いわゆるオプトの関係ですけれども、そうした精密機器関係の産業の集積もございまして、光学レンズが1位など、医療関連企業が集積するポテンシャルが高いと考えております。

そうしたポテンシャルを生かしまして、昨年11月には、医療イノベーション埼玉ネットワークというネットワークの設立をいたしまして、県内外の企業、170社以上が参加をいただいております。

また、産学共同による研究開発プロジェクトとして、感染症やがんの早期検出薬・診断薬の開発等、現在、さまざまな研究開発に着手しているところでございます。

また、来年度に向けては、理化学研究所あるいは産総研のシーズも活用した研究開発なども進めてまいりたいと思っております。

次に、新エネルギー分野の関係ですけれども、こちらにつきましても、産学共同による研究開発のプロジェクトを支援いたしております。地中熱のヒートポンプですとか、あるいは、蓄電池関係の研究開発を進めておりますが、この中で規制等にかかわる部分といた

しまして、①の真ん中にありますけれども、先端蓄電システムの研究開発というものがございまして。

参考資料をおめくりいただければと思いますが、こちらは、先端蓄電システムの研究開発プロジェクトということで、エコタウン実現に向けたシステムの研究開発プロジェクトを昨年度から進めておるところでございます。

こちらの早稲田大学の逢坂教授は国内の蓄電池の研究では第一人者でございますが、逢坂先生にプロジェクトマネージャーになっていただきまして開発を進めておりますが、特に2つの研究領域がございますけれども、上の「スマートコミュニティ向け蓄電インフラシステム基盤技術の開発」は、いわゆるスマートグリッド、コミュニティの中で電力使用の最適化を図っていくシステムを構築していくに当たって、異なるメーカー間の蓄電池をシステムとしてつないで、既存の市街地等でもスマートグリッドを構築できるような技術開発を現在進めているところでございます。

恐縮でございますが、先ほどの本編の資料に戻っていただいて、「障壁となっている規制等」ということで右側がございますけれども、先ほど医療イノベーションのところでも述べさせていただきましたとおり、今後、産学連携あるいは企業による医療機器等の研究開発を支援してまいりますけれども、現行法では医療機器の治験に時間がかかり、販売までにかなりの時間が必要になるとか、あるいは、販売許可の要件が厳しい等、新規参入の制約が高くなっております。

また、電気事業法の関係で、ただいま御説明をいたしました、スマートグリッドの構築に当たりまして、道路を隔てた建物間の電力融通が現行法では認められていないということで、既存の市街地で異なるメーカー間の蓄電池をつなぎ、新たにこういったスマートグリッドを構築する場合の制約になっております。

こういったものの規制を緩和、撤廃していく形がとれればと考えております。

また、このプロジェクトを進めていくに当たって、最終的に企業の事業化あるいは先端産業の集積までということを考えて場合に、農地法による農地転用の大臣協議・許可等の制約ですとか、あるいは、都市計画法上の市街化区域編入に当たっての手続、また、学校施設等を転用する場合の用途の制限といった規制を緩和する形での取り組みが進められないかと考えております。

また、最終的に先端産業を誘致して立地する場合の事業所の特別償却など、税制上の支援措置が現行法では不十分であるという問題があると認識をいたしているところでございます。

本編の資料をまたおめくりいただきまして、先ほど申し上げましたような、規制に対する、今回、それぞれお願いしたいと考えておる特例措置について記載をさせていただいておりますが、こうした特区による規制緩和も交えまして、先端産業創造プロジェクトにさらに推進力をつけていきたいと考えております。

まだこのプロジェクトは開始をいたしまして1年に満たないということですが、

県内の企業、大学はもとより、県外の企業あるいは大学・研究機関さんからも非常に關心をいただいて、期待をいただいている部分もあるかと思えます。

埼玉県としては、このプロジェクトを強力に推し進めて、埼玉県から先端産業の育成あるいは集積につなげて、日本経済の再生に大きく貢献してまいりたいと考えております。

何卒よろしく御理解をいただければと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○原委員 大変ありがとうございました。

阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 資料の中ですが、「薬事法」という呼称はなくなりましたので、新しくは通称薬機器法になるのかということだと思えます。

○村瀬先端産業幹 そうですね。これは秋の資料がそのままございまして、失礼しました。

○阿曾沼委員 それと、

GCPに基づいた治験データが必要とされる云々と書いてあるのですが、現在、埼玉県の医療機器生産量が全国5位とのことですが、埼玉県内の事業者の中で、現在、具体的に早期に承認してもらいたいものは何か想定されているのでしょうか

○村瀬先端産業幹 直ちに県がかかわっている研究開発ではございませんけれども、先ほど申し上げましたような、例えば、埼玉大学との共同研究による感染症の診断薬等、これから開発するものについては、当然、治験というものも必要になってまいりますので、そういう部分での期間短縮を図ってまいりたいと考えております。

○阿曾沼委員 今のお話は、どちらかというと、創薬のほうですね。

あとは国では、最先端迅速評価制度で、国立がん研究センターが評価する抗がん剤以外に、今回、新しく医療機器と再生医療分野を加えましたね。また先駆けパッケージ戦略等で早期に評価しようという動きがあります。そのような中でもできないものは何かあるかどうか、またその運用上どうしてもこのようなことはやってもらいたいという具体的な提案がもし何かあれば、お伺いしておきたいと思えます。

○村瀬先端産業幹 大変恐縮です。本当にプロジェクトはまだ始まったばかりということもあって、やはり県の進めるプロジェクトですので、当然、中小企業の産業振興につなげていきたいということがゴールとしてありまして、そのような意味では、中小企業が参画しやすい医療機器の分野、また、再生医療の分野でも、さまざまな医療機器にビジネスチャンスが出てくると思えますので、そういった分野も含めて今後の研究開発のテーマとして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○阿曾沼委員 もう一つ、医薬品は全国の生産額が1位ということなのですが、この中で外資、日本企業の比率、もしくはジェネリックの比率、等生産者の割合や分布等とか、何かおわかりになりますか。

○関根副課長 実は、この生産額につきましては、一般の統計資料から反映させたものでございまして、例えば、埼玉県内でどういった製薬会社があって、どのぐらいの生産量と

いうところまでは私どもも把握しているのですけれども、それ以上の、例えば、A製薬会社さんがどのぐらいの割合で輸出されているとか、そこまでの情報は残念ながら把握してございません。

○阿曾沼委員 例えば、リウマチの薬なのか、がんの薬なのか、もしくはアンメットとか、希少疾病の薬なのか、あとはジェネリックかによって、きっとその地域における戦略は相当デザインが違ってくるのではないかと思います。また、医療機器なども大手なのか、ベンチャーなのかでも変わってきますね。その辺のところがもしわかれば、調査をしていただいたほうが良いと思います。打ち出しのパワー、パンチ力が出てくるだろうと思います。

例えば、光学レンズはどこ会社ですか。1位というものが、例えば、ニコンとか、光学レンズは医療機関でも相当重要ですけども、ここはどんなところですか。

○村瀬先端産業幹 割と中堅になります。例えばさいたま市にとある企業があるのですけれども、その会社は非常に精密な光学機器関係を開発しております。

○阿曾沼委員 そうですか。

○藤原次長 スマートグリッドというものは全国に山とありますけれども、皆さんがやられているものはどのような特徴なのかということをご教示いただきたいのが一点です。もう一つは、ここでの規制緩和項目を含めて、今回、幾つかいただいておりますが、埼玉県が総合特区にどのように関わっているのか、済みません、今は手元に資料がないのですけれども、こういった規制緩和項目については、総合特区や構造改革特区で既に御尽力された経緯があるのかどうかということも含めて、教えていただけますか。

○村瀬先端産業幹 まず、最初の御質問のスマートグリッド構築に向けての本県の特徴ですけれども、恐らく現在の国内外で行われているスマートグリッドの構築に当たっては、新市街地にそういったシステムを構築していく、ゼロからつくっていくような形になっているかと思っております。

逆に、既存の市街地で既に進んでいるところにスマートグリッドを適用することは、なかなか現実的に難しい部分があるのかなと思っております。

私どもの県がエコタウンということで、これも県の重要なプロジェクトとして、現在、進めておりますけれども、このエコタウンを埼玉県で進めていくに当たっては、やはり全国展開を考えた場合に、既存の市街地でそういったエコタウン化を進めていくことが大事であるという認識で、既存の市街地でいかにそういったエコタウン化が図れるかということをご教示を埼玉県の特徴として取り組んでおります。

そうした中で、今回の研究開発につきましても、既成の市街地で異なるメーカー間でのスマートグリッド化を重要なテーマとして取り組んでいるところでございます。

○藤原次長 要するに、全国にたくさんあるスマートグリッドの中で、既存の市街地でやっているのは埼玉県だけだということですか。

○村瀬先端産業幹 そのような認識でおります。

○藤原次長 わかりました。

○村瀬先端産業幹 先ほどのこれまでの経緯につきましては、益城のほうから御説明させていただきます。

○益城副課長 これまでの特区に対する対応の関係でございますが、総合特区につきましては、埼玉県では認定を受けておりません。地域ということですと、さいたま市におきまして、次世代自動車関係で総合特区の認定を受けていたかと思えます。

構造改革特区の関係で今回の国家戦略特区の関係で出している内容がございまして、都市計画法の市街化区域編入の関係につきまして、昨年秋の構造改革特区提案で大臣協議の緩和につきまして提案をさせていただいております、今、御検討いただいているところでございます。

農地転用の関係につきましては、従前から地方へということで、私どものほうとすると、特区ではございませんが、要望等を出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○藤原次長 さまざまなそのような既存の仕組みで難しいから、やはり国家戦略特区でぜひやりたいというのが、この2項目だということですね。

他のところは、なぜ構造改革特区等の提案をされないのですか。

○益城副課長 今回、国家戦略特区という大きな枠組みの中で進めるべきものとして、規制改革項目を複数出させていただいております、構造改革特区で出させていただいているものにつきましては、必ずしも国家戦略特区でなくとも、埼玉県としてその分野についての規制を緩和していただくことによって、その分野での取り組みを進めたいという整理でしているところでございます。

○藤原次長 要するに、なぜ国家戦略特区ではないと進められないのですか。

○益城副課長 国家戦略特区という形で、先端産業創造プロジェクトという大きな県のプロジェクトを推進する中での規制改革ということで、出させていただいているところでございます。

○藤原次長 では、国家戦略特区という枠組みがなければ、研究開発プロジェクトもやらないということなのですか。

○益城副課長 プロジェクトそのものは県のほうでやるということです。

○藤原次長 だとしたら、それは国家戦略特区の指定を仮にされなくても、そこを本当に進めようと思ったら、今の仕組みで提案されたらいいのです。別に構造改革特区でどんどん進められる話なので、そこはなぜされないのかをお聞きしたいのです。

○益城副課長 御指摘のお考えも当然あるかと思えます。

現在のところ、していないということにつきましては、先端産業創造プロジェクトを推進するという、1つの切り口の中で、さまざまな分野の必要な規制の検討を行ったところでございまして、例えば、ほかの県道開発の関係ですとか、農林部の関係ですとか、それぞれの分野で規制改革項目を出して来る中で、構造改革特区等の提案をさせていただいているという。

○藤原次長 誤解があってはいけないのですけれども、構造改革特区は別に分野を限ったりなどということは全くしていませんので、私ども構造改革特区も担当している立場から申し上げますと、別に既存の仕組みで大いに使っていただくことは非常に重要なことだと思います。ぜひそちらの検討もあわせてお願いできればと思っています。

○阿曾沼委員 例えば、新たな商品が出てくる、産業が活性化していく、農地転用で新たな事業が誘致できるなどの計画とマイルストーンが示されないと思います。国家戦略特区に指定されればいつ実効が上るとお考えなのですか。例えば、2年後なのか、3年後なのか、10年後なのかという時間軸は、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○村瀬先端産業幹 先ほど御説明申し上げた、実用化あるいは製品化に向けた開発を重点的に取り組んでいくということなのですから、これらの開発についても、1年というタームではなかなか実際には難しいと思うのです。

やはり3年ぐらいは必要になってくるかと思しますので、現在、取り組んでいる研究開発については、3年後を一つの目途として成果を出していくということで考えているところでございます。

このプロジェクトに当たっては、できるだけ早期に成果を出す形で進めていきたいと思いますが、そのためにも開発のスピードアップのために、ぜひ特区の指定を受けたいということでございます。

○原委員 最後の特別償却などの税制優遇措置というところですが、何かこれに類するものはいろいろな分野ごとにつくられているような気がするのですが、これは具体的にどのようなイメージをされているのでしょうか。

○前田主幹 現在でも、生産性向上設備投資促進税制といいまして、特別償却と税制の控除が認められた制度があるのですけれども、これは対象となる設備とかが限られているものですから、そういった対象となる設備を限ることなく、いろいろな設備に広げていただいて、特別償却を認めてほしいということを書いております。

○原委員 例えば、このような設備で使えなくて困ってしまっているとか、イメージとしてどのようなものなのでしょうか。

○前田主幹 すみません。具体的なイメージは把握してなくて、申しわけございません。

○原委員 では、一般的な制度ができると、より使いやすいというイメージなのですね。

○前田主幹 そうです。

○原委員 わかりました。

あとはよろしゅうございますか。

では、どうも大変ありがとうございました。